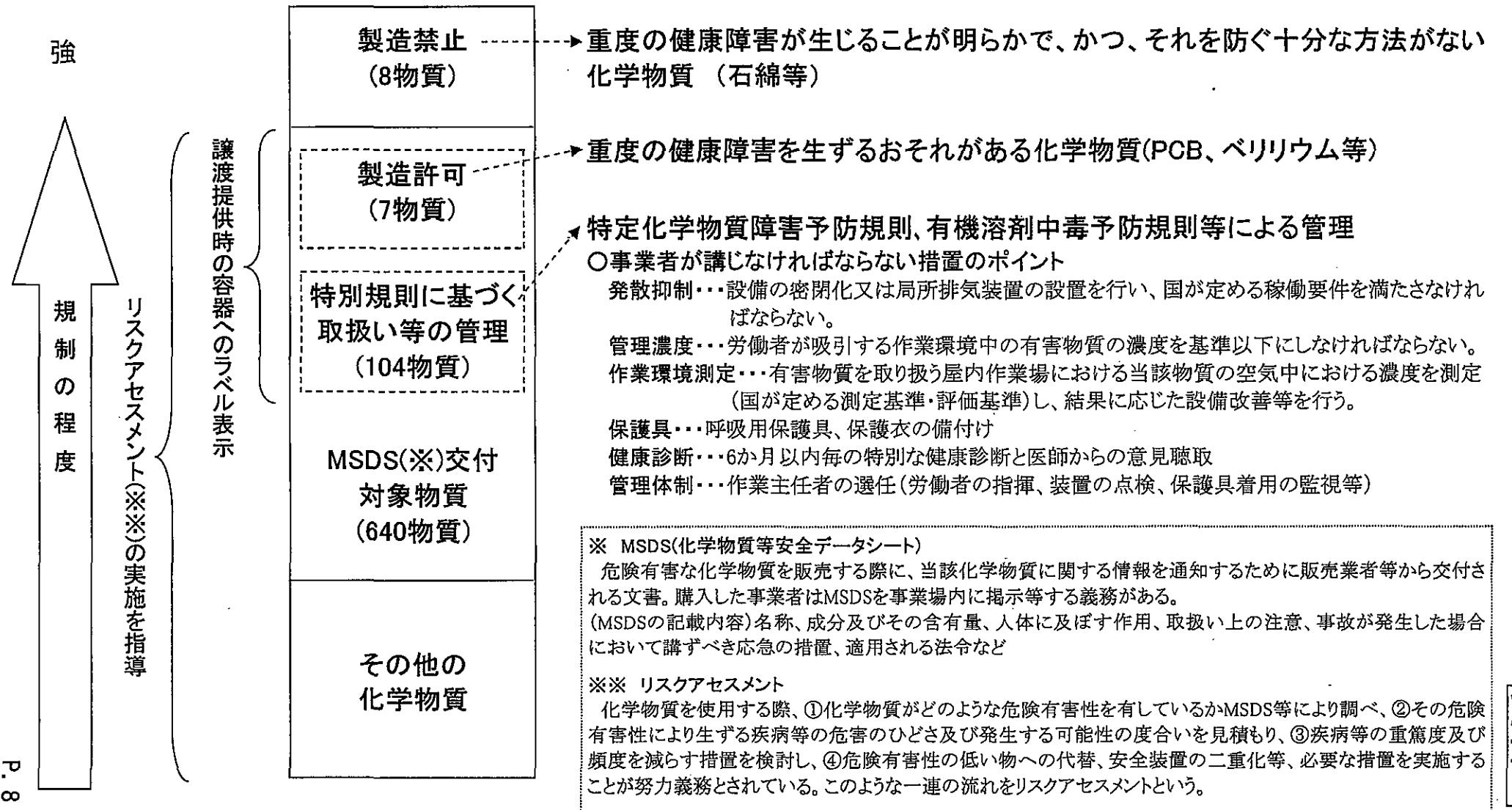


職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討について

1 化学物質管理についての現行規制



職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討について

2 現状・課題

ア 化学物質の危険有害性情報の伝達と活用が十分ではないのではないか。

- ・労働者が容器等の中身について情報をもっていないために発生したと思われる災害が年間約30件発生(現行規制では譲渡提供時に容器等への名称、取扱い上の注意等を記載したラベル表示は義務付けられているが、工場等において小分けした容器の取扱い時にはラベル表示は義務付けられていない)。
- ・MSDSについて、欧洲ではより多くの物質を交付の対象としている(例 日本では640物質。EUでは約8000物質)。

イ リスクアセスメントの普及状況が低調ではないか。

- ・化学物質等のリスクアセスメントの実施率は43%であり、事業場の規模が小さいほど低い傾向にある。
- ・1／4の事業場が「リスクアセスメントを実施するに当たって十分な知識を有する人材がいない又は不足していると回答。

ウ 現行規制は、目標達成手段を限定しすぎているのではないか。

- ・現行規制ではリスクが無視できるほど小さい場合(*)であっても、一般的な生産現場と同様の措置が求められており、リスクに応じた措置となっていない。
* 取り扱う有害物の量が少量で、発散が一日に数回しかなく、それ以外は無視できる程低濃度になる作業場や、有害物が発散する区域に労働者は一日数回しか立ち入らず、その外部には有害物が漏洩しない作業場など
- ・一部の屋外作業(**)について、測定が必要ではないかとの指摘があるが、法令上は義務付けられていない。
** 周囲に風除けを設けての溶接作業、防音シートで覆われたビル外壁工事など